

# 税務レポート

## 四聯報

第56回

Jの場合は「預け金」「仮払金」「前払金」などといった貸借対照表の流動資産に計上する」となります。

SuicaやPASMOのチャージ代を経費として認めることは?

近年急速に広まっているSuicaやPASMO、Edy、nanaco、WAONなどの電子マネー、SuicaやPASMOなどの交通系ICカードは当初、交通費がメインでしたが、今は店舗での支払いなどにも日常的に使われるようになりました。この電子マネーを経費として利用するにあたり、注意点について説明します。

1. モバイルsuicaなどカードを利用した場合の留意点

(1) SuicaやPASMOなど電子マネーに現金を「チャージ」した場合

「Suica」や「PASMO」など電子マネーに現金をチャージ分を預けてい

した段階では、単に現金や普通預金からチャージ分を預けているだけなので、「旅費交通費」などの経費として処理できません。

(3) SuicaやPASMOなど電子マネーで「物品」を購入した場合

「Suica」や「PASMO」など電子マネーは交通機関だけでなく、駅のコインロッカー等で物品を

[例] 現金5千円を『Suica』や『PASMO』などの電子マネーにチャージした。  
(借方) 預け金5千円  
(貸方) 現金等5千円

(2)『Suica』や『PASMO』などの電子マネーを使って乗車した場合

電車やバスなど実際に交通機関を利用した段階で経費として処理します。

[例] 得意先訪問のため路線バス230円を『Suica』や『PASMO』などの電子マネーで支払った  
(借方) 旅費交通費230円  
(貸方) 預け金230円

購入する」とれます。Jの場合は「旅費交通費」ではなく「消耗品費」など正しい勘定科目として経理処理してください。

ただし、可能であれば、「Suica」や「PASMO」などの電子マネーの利用は「公共交通機関」に留めておくべきです。そもそも旅費交通費の精算と経理処理を効率化させることが目的であるため「コンビニでおにぎりを買った・軽減税率8%だ」といった余計な情報を混在させる必要はないと思います。

電子マネーは備品の購入やクライアントのオフィスを訪問する際の交通費などのビジネス使用だけでなく、プライベートでも利用する」ともあると思います。ただ、どちらも同じ電子マネーを利用してしまうと経費処理が大変になります。また、経費とプライベートなお金の区分が難しくなります。

2. 確実な処理をおこなうためには利用履歴の印字が重要

電子マネーの確実な経費処理をおこなうには、利用履歴の印字が必要です。

SuicaやPASMOなどでは駅の券売機などで利用履歴を印字できますし、電子マネーの種類によっては、リーダーを用いることでパソコン上で履歴を確認して印字することができます。

3. ビジネス使用のものと個人使用のものは分けたほうがよ

い

電子マネーは備品の購入やクライアントのオフィスを訪問する際の交通費などのビジネス使

用だけでなく、プライベートでも利用する」とあると思います。ただ、どちらも同じ電子マネーを利用してしまうと経費処理が大変になります。また、経費とプライベートなお金の区分が難しくなります。

ビジネスで利用する電子マネーとプライベートで利用する個人マネーをそれぞれ別で持つて、用途に応じて使い分けることが必要です。

特に、ビジネス使用と個人使用が混同しやすい個人事業主の人々は注意が必要です。

4. インボイス制度適用にあ

り

消費税を控除するためには、

利用履歴の印字は、経費処理をおこなう際だけでなく税務調査時の資料としても役立つので、

チャージした際には必ず利用履

歴を印字してくださる。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤  
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスマツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0301 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
お申込みはHPから  
URL <https://www.office-m.co.jp/>

# あなたの経営羅針盤

「オフィスマツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務／コンサルティング業務

ファイナンシャル業務／事業承継対策業務